

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	社会構造の変化と統計のデータ
著者 / 所属	前田 泰伸 / 調査情報担当室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	218号
刊行日	2022-10-17
頁	26-35
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r04pdf/202221802.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

社会構造の変化と統計のデータ

調査情報担当室 前田 泰伸

《要旨》

本稿では、社会構造の変化が統計のデータに及ぼす影響について考えることとする。まずは、総務省「家計調査」から、2人以上の勤労者世帯の年間収入5分位階級別に見た4項目の長期データ（教育費、18歳未満人員、65歳以上人員、世帯主の年齢）をとり、これをグラフにして示すとともに、次に、その背景となる社会構造の変化、具体的には、少子高齢化の進行等によって（65歳以上の高齢者からなる）高齢世帯が増加していること、こうした世帯では、定年後も働く場合には非正規雇用として働くことが多くなり、賃金が大きく減少する傾向があることを示す。そして、最後に、こうした社会構造の変化が、最初に掲げた4項目のデータ、あるいはこれらのデータから作成されたグラフの動きに対し、どのような影響を及ぼしているのかについて、説明を試みる。

1. はじめに¹

本稿では、社会構造の変化が長期的な統計のデータに対して及ぼす影響について考えることとしたい。冒頭であるが結論を言うと、同一の社会的事象に対して長期的な統計がとられているとしても、こうした統計のデータの背後にある社会構造は年月の経過につれて変化する可能性があり、統計を見る際にはこうした点にも注意が必要であろうということである。本稿では、統計のデータをもとにして何か新しい知見を示すというよりも、統計を使用して考える際の考え方のプロセスを示すこととしたい。

2. 長期的な統計のデータの例～総務省「家計調査」から～

まずは、長期的な統計からデータをとり、少々面妖な（更にはミスリードを誘う可能性のある）図表について示すこととする。これは、具体的には、総務

¹ 本稿は、2022年9月20日までの公開情報に基づいて作成している。

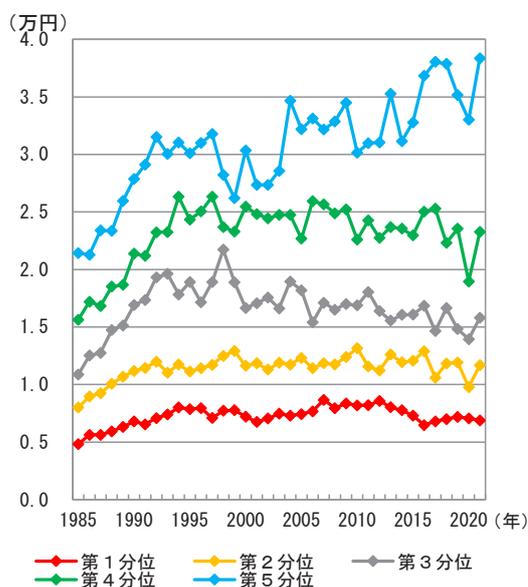
省「家計調査」から、2人以上の勤労者世帯における年間収入5分位階級別に見た4項目のデータ(数値)についての長期的な推移である²。

(1) 年間収入5分位階級別の教育費の推移と18歳未満人員の推移

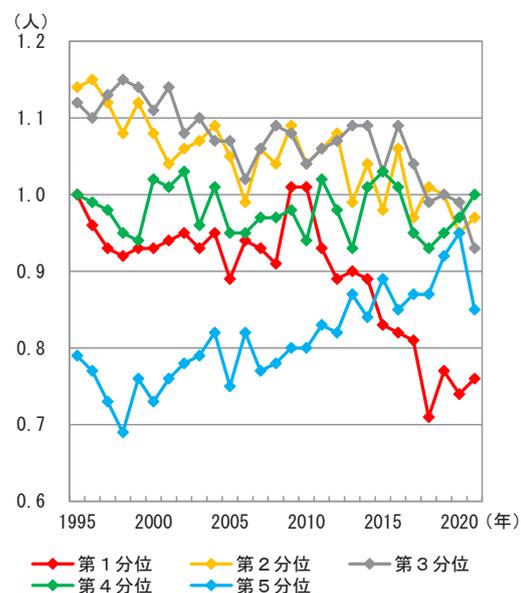
図表1は、年間収入階級5分位階級別の教育費(世帯単位の額)の推移(1985年以降)を示したものである。これを見ると、第1～第4分位の教育費については、基本的に1990年代までは上昇傾向にあったが、その後は横ばいか若干減少傾向となっている一方で、第5分位だけは、1985年以降の期間を通して一貫して上昇傾向にあるとも言える動きとなっている。すなわち、図表1を根拠とすると、1990年代以降は第5分位と第1～第4分位の間での教育費の格差が時系列的に拡大していると考えられることもできそうであるが、そうした結論を下すことは、果たして適切だろうか。

また、図表2は、年間収入階級5分位階級別の18歳未満人員の推移(1995年以降)を示したものである。これを見ると、基本的には(大まかには)、18歳

図表1 年間収入5分位階級別に見た教育費の推移



図表2 年間収入5分位階級別に見た18歳未満人員の推移



(注) いずれも、2人以上の勤労者世帯(1999年以前は農林漁家世帯を除く)の数値である。
(出所) いずれも、総務省「家計調査」より作成

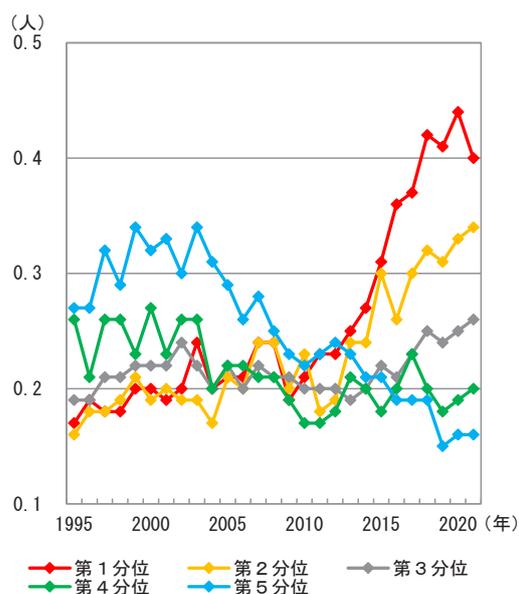
² 年間収入5分位階級とは、世帯の年間収入について、収入が少ない世帯から収入が多い世帯へと順番に並べていき、その並べた世帯を5等分して5つのグループを作った場合の各グループのことであり(年間収入の額そのものはグループの区分の基準ではない)、これらを収入の少ないグループから順に、第1、第2、第3、第4、第5分位(階級)と呼ぶ。

未満人員は第1～第3分位では減少傾向、第4分位では横ばい、第5分位では増加傾向となっていることが分かる。ここで、図表1と図表2を合わせて見ると、図表1で第5分位の教育費（世帯単位の額）が増加傾向にあるのは、第5分位の家庭では（単純に）子供の数が増加傾向にあるためではないかという可能性が考えられることになる。ただし、ここでは、図表の検討についてはひとまず保留し、次に示す図表3及び図表4と合わせて、後にまとめて行うこととしたい。

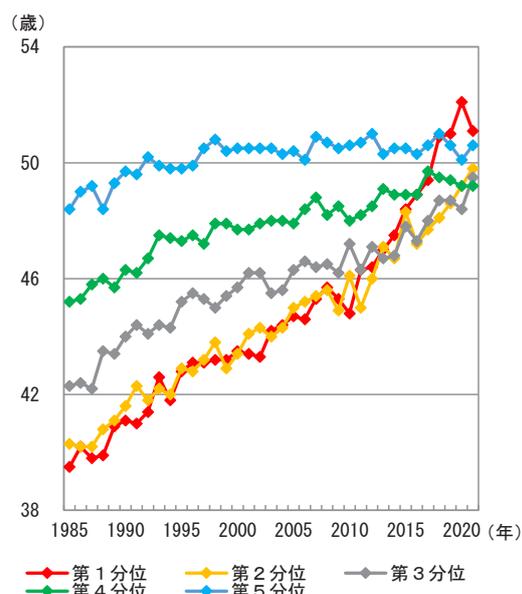
（2）年間収入5分位階級別の65歳以上人員の推移と世帯主の年齢の推移

図表3は、年間収入5分位階級別の65歳以上人員の推移（1995年以降）について、また、図表4は、年間収入5分位階級別の世帯主の年齢の推移（1985年以降）について、それぞれ示したものである。

図表3 年間収入5分位階級別に見た65歳以上人員の推移



図表4 年間収入5分位階級別に見た世帯主の年齢の推移



(注) いずれも、2人以上の勤労者世帯（1999年以前は農林漁家世帯を除く）の数値である。
 (出所) いずれも、総務省「家計調査」より作成

図表3を見ると、65歳以上人員は、2000年代前半以前には第4分位や第5分位などの収入が多い階級ほど多くなっていたが、2010年前後を境にしてそうした傾向が逆転し、現在（最新年は2021年）では第1分位や第2分位などの収入が低い階級ほど多くなっていることが分かる。また、おそらくはそうしたことの裏腹の関係として、図表4では、年間収入5分位階級別の世帯主の年齢は、2000年代以前は、おおむね（視覚的に図表を上から下に見て）収入が多い階級

から少ない階級へと降順に並んでいたが、現在では、世帯主の年齢が最も高いのは第1分位となっている。

(3) 小括～背景は家族の形の変化と高齢世帯の収入ではないか～

これまでのところ(図表1～4)をまとめると、基本的には次のことが言えよう。年間収入5分位階級別に見て収入が少ない階級(特に第1分位)では、世帯における18歳未満人員が減少し、65歳以上人員が増加するとともに、世帯主の年齢が大きく上昇しているが、これとは対照的に、収入が多い階級である第5分位では、18歳未満人員が増加し、65歳以上人員が減少しており、世帯主の年齢の上昇幅はそれほど大きくない。

こうしたことが起こる背景としては、端的に言えば社会構造の変化、すなわち、①少子高齢化の進行によって高齢者が増加し、三世帯世帯³の減少等によって高齢者の夫婦のみのような高齢世帯が増加してきたこと⁴、②これらの世帯の高齢者が定年後も働く場合には、賃金の低い非正規雇用(嘱託社員等としての再雇用も含めて)として働くことが多くなり、その結果、高齢世帯は年間収入5分位階級別では主に第1分位や第2分位などの収入が少ない階級に区分されることとなったということが考えられる。

そこで次に、上記①家族の形の変化及び②非正規雇用の高齢者の増加と高齢者の賃金について、詳しく見ていくこととしたい。

3. 社会構造の変化とその影響

(1) 家族の形の変化

我が国では少子高齢化が進行しており、そうしたことを背景として、家族の形も大きく変化している(更には多様化⁵も進んでいる)。次頁の図表5は、厚生労働省「国民生活基礎調査」から、家族の形について、1986年以降の推移を示したものである。なお、図表5は、家族の形の区分としては、基本的に国民生活基礎調査の世帯構造別の分類に従いつつ、更に65歳以上の者のいる世帯と

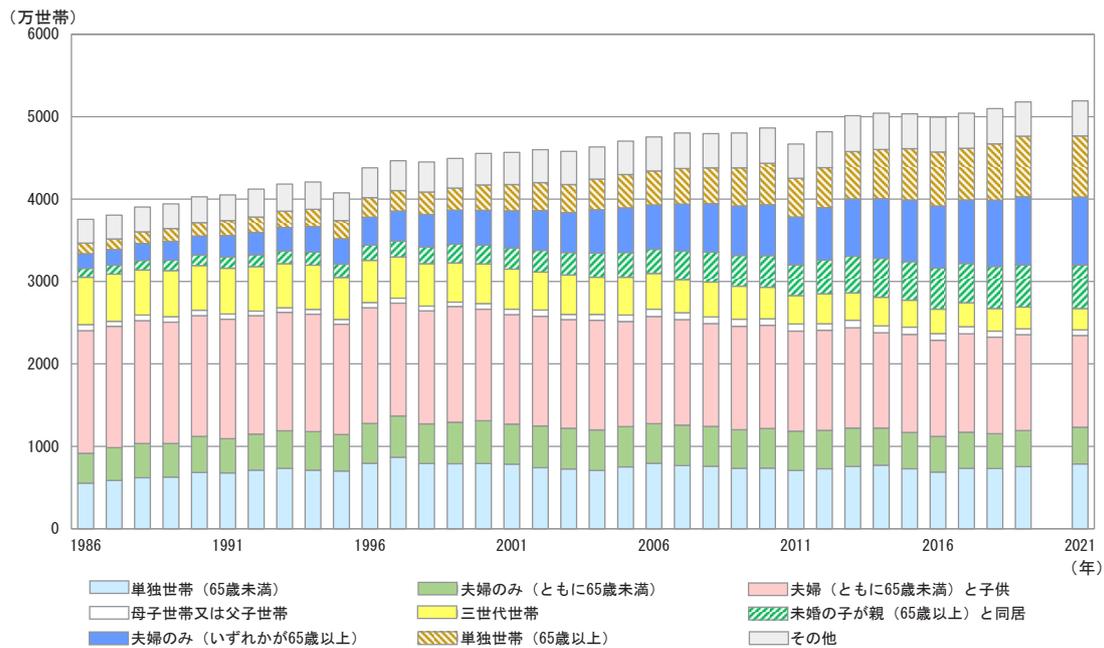
³ 三世帯世帯とは、世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯である。

⁴ 高齢者の定義については、我が国の法令上では統一的な定めはないが、一般的には、世界保健機関(WHO)の定義に従って65歳以上の人のことを高齢者とすることが多い。本稿も基本的にその定義に従うこととし、また、65歳以上の世帯員のみで構成される世帯を「高齢世帯」と表記することとする。

⁵ 近年は、DINKS(共働きで子供を意識的に持たない夫婦のこと)や結婚しない生き方なども現れてきている。なお、内閣府「男女共同参画白書」(2022)では、「人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」との特集が組まれている。

そうでない世帯（比較的若い世帯）で区分するなど（ただし、三世帯世帯ではそうした区分はしない）、若干の整理を行ったものである⁶。また、図表の視覚的な構成としては、棒グラフの下部には65歳以上の者のいない比較的若い世帯を、上部には65歳以上の者のいる高齢の世帯を、それら両者の間には三世帯世帯等を置いている。

図表5 家族の形の別に見た世帯数の推移



(注) 1. 未婚の子が親 (65歳以上) と同居する世帯 (緑の斜線の部分) の「親」には、ひとり親の場合と両親の場合のいずれも含む。
 2. 2020年の調査は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から中止とされており、そのため、2019年についてはグラフ上は空白とした。
 3. 1995年の数値は兵庫県を、2011年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を、2012年の数値は福島県を、2016年の数値は熊本県を除いたものである。
 (出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

図表5を見ると、単独世帯 (65歳以上)、夫婦のみの世帯 (いずれかが65歳以上) といった高齢世帯⁷、また、未婚の子が親 (65歳以上) と同居する世帯も増加し、そのウェイトも大きくなってきていることが分かる。なお、前述の

⁶ 例えば、母親と子供1人の世帯について考えると、母親が30代で子供が小学校に通っている場合 (母子世帯) と、成人した40代の (母親から見て) 子供が結婚せず70代の母親の老後を世話している場合とでは、家族の形としては別に考えるべきかと思われる。なお、国民生活基礎調査では、(世帯構造とは別の) 世帯類型の区分において、65歳未満の母親とその子供 (20歳未満) のみで構成する世帯を母子世帯、65歳未満の父親とその子供 (20歳未満) のみで構成する世帯を父子世帯としている。

⁷ なお、国民生活基礎調査では、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯を「高齢者世帯」と定義している。

図表1～4は、2人以上の勤労者世帯（世帯主が会社や官公庁などに勤めている世帯）におけるデータの推移を示したものであり、図表5の単独世帯（65歳以上）などは含まれていないことには注意が必要であろう。

（2）非正規雇用の高齢者の増加と高齢者の賃金

次に、高齢世帯の収入との関係で、高齢者の賃金について見ていくこととする。繰り返しとなるが、図表1～4は2人以上の勤労者世帯のデータであり、収入を勤め先から支払われる賃金と同視してもさほど差支えはないと考えられる。現在（2021年4月1日以降）は、高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号））によって70歳までの就業機会の確保が求められているが、一般的な傾向としては、定年年齢（現在もまだ60歳の企業が多いと思われる）を迎えた後は、継続雇用されるとしても、役職や賃金等がそれまでと同じ形で続くのではなく、正規雇用としての雇用関係は定年によって一旦終了し、嘱託社員等として再雇用（1年ごとに更新される有期契約）されるといった新たな関係となることも多いと思われる⁸。

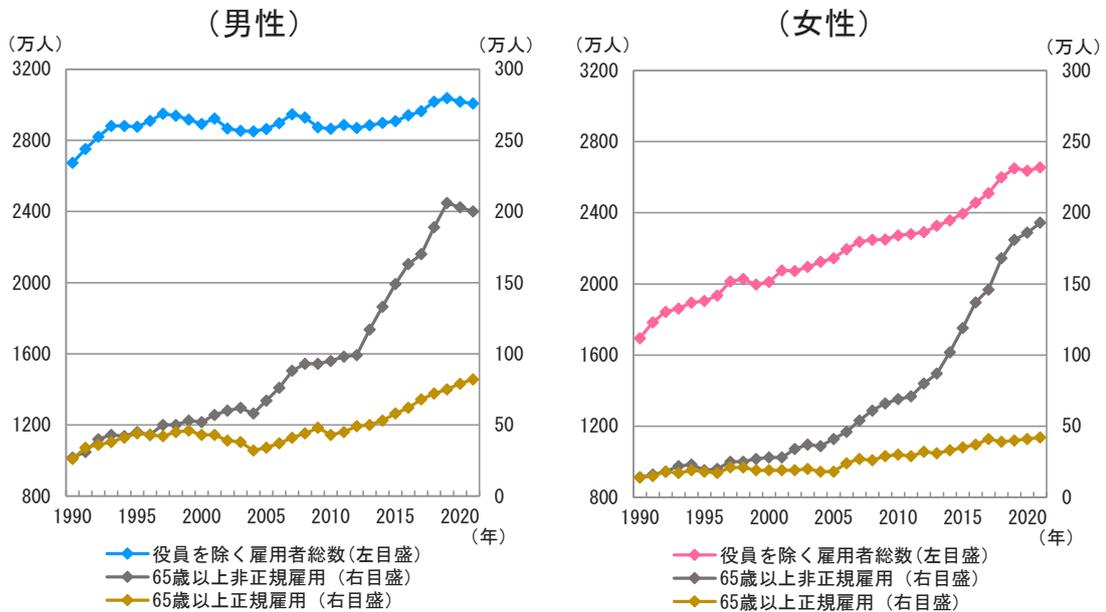
次頁の図表6は、総務省「労働力調査」から、男女別に役員を除く雇用者数、65歳以上の非正規雇用（嘱託社員等を含む）及び正規雇用の推移を示したものである。これを見ると、65歳以上では、男性、女性とも、非正規雇用、正規雇用のいずれも増加傾向にあり、特に非正規雇用では（正規雇用に比べて賃金が低い点は説明を要しないと思われる）、2010年代以降の増加幅が特に大きくなっていることが分かる。また、次頁の図表7は、年齢階級別・男女別の非正規雇用の割合について、直近の2021年と10年前の2011年の数値を示したものであるが、男性、女性のいずれも、60～64歳以降の年齢階級では非正規雇用の割合が大きく上昇していることが分かる。さらに、次頁の図表8は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から、一般労働者⁹の年齢階級別の賃金（所定内給

⁸ 労働政策研究・研修機構「高年齢者の雇用に関する調査（企業調査）」（2020）によれば、定年制度がある企業のうち定年年齢を60歳とする企業は75.6%、65歳とする企業は18.5%となっている。また、60代前半の継続雇用者の雇用形態は、嘱託・契約社員が57.9%、正社員が41.6%、パート・アルバイトが25.1%（複数回答）である（いずれも2019年5月時点）。

⁹ 労働力調査では、就業者を自営業主、家族従業者、雇用者に区分し、そのうち雇用者（役員を除く）については、雇用形態として、正規の職員・従業員、非正規の職員・従業員（パート、アルバイト、嘱託等）に区分している。他方、賃金構造基本統計調査では、常用労働者を就業形態として一般労働者（労働力調査における正規の職員・従業員に当たる場合が多いと考えられる）と短時間労働者に区分し、更にこのそれぞれを雇用形態として、正社員・正職員と正社員・正職員以外に区分している。

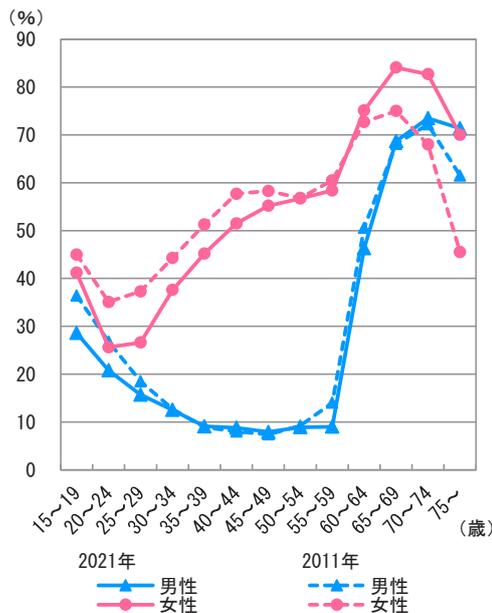
与) について示したものである。男性、女性とも、基本的に年功賃金によって年齢階級が上がるにつれて賃金も上昇していくが、多くの企業で定年年齢を迎える60～64歳以降の年齢階級では賃金が大きく低下していることが分かる。

図表6 男女別に見た役員を除く雇用者数等の推移



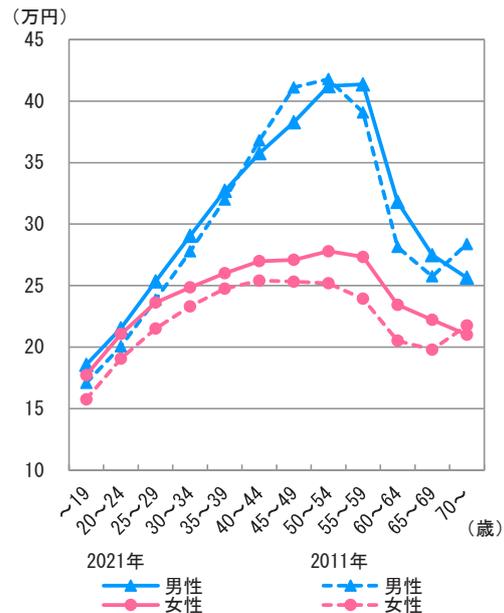
(出所) 総務省「労働力調査」(2001年以前は「労働力調査特別調査」)より作成

図表7 年齢階級別・男女別に見た非正規雇用の割合



(出所) 総務省「労働力調査」より作成

図表8 年齢階級別・男女別に見た一般労働者の賃金



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

このように、高齢者の賃金については、正規雇用に比べて賃金の低い非正規雇用の割合が高く、正規雇用（一般労働者）であっても定年後の60歳以降には賃金が大きく低下している¹⁰。そのため、高齢世帯の収入については、一部には業績の良い自営業や個人商店などの例外（ただし、こうした世帯は図表1～4における2人以上の勤労者世帯に含まれない）があるかもしれないが、基本的に収入は多くないと見るのが常識的であろう¹¹。

4. むすび

最後に、図表1～4について、社会構造の変化、すなわち、①少子高齢化の進行等によって高齢者の夫婦のみといった高齢世帯が増加している、②高齢世帯の高齢者が定年後も働く場合には、非正規雇用（嘱託社員等を含む）が多くなり、賃金が減少するという2点から、具体的な説明を試みることにしたい。

図表の順番とは異なるが、図表3について見ると、1990年代から2000年代前半にかけては、65歳以上人員が多い世帯は第4分位や第5分位などの収入が多い階級となっている。この背景としては、（長期的に減少傾向とはいえ）当時は現在より多くの世帯が三世帯世帯であり、こうした三世帯世帯の祖父母が働けるうちに働いて収入を得ることで、世帯の収入を押し上げていたことが考えられる。しかし、その後は高齢者の夫婦のみといった高齢世帯が増加するとともに、2010年頃からは、そうした世帯の高齢者が賃金の低い非正規雇用（嘱託社員等を含む）などで働くことが多くなったことで、第1分位や第2分位などの収入が少ない階級にはこうした高齢世帯が多くなり、その結果、収入が少ない階級ほど65歳以上人員が多くなったことが考えられる。なお、図表3で第1分位の65歳以上人員の数値が大きく上昇を始める2010年前後は、図表6においては、65歳以上の男性、女性で、非正規雇用の数の急速な増加が始まる時期に当たっている¹²。

¹⁰ 高齢者の就業については、総務省「統計トピックス No.132 統計からみた我が国の高齢者」（2022.9.18）において、その概要がまとめられている。

¹¹ なお、図表7では、女性（60歳未満の年齢階級）の非正規雇用の割合が2021年には若干低下しており、図表8では、女性の一般労働者の賃金が2021年には総じて上昇している。この背景としては、近年（コロナ前まで）の好景気や女性活躍推進の取組等により、女性の正規雇用が増加し、結婚や出産後も就業を継続することで賃金も上昇したことが考えられよう。

¹² 図表3などを見ると、2010年前後が一つの節目のようにも見える。ちなみに、第1次ベビーブームの時期（1947～1949年）に生まれた団塊の世代が60歳あるいは65歳となるのは2010年前後であり、また、2012年には高年齢者雇用安定法の改正（施行は翌2013年）による希望者全員の65歳までの雇用の義務化（対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止）、2013年には厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の段階的引上げが開始されている。

図表4については、一つには、我が国では伝統的に年功賃金の慣行が根強くあり、例えば1980年代の一時点を捉えて見ると、年齢が上がるにつれて賃金も上昇する関係がかなり明瞭に見受けられる。また、その後から現在までを時系列的に見ると、少子高齢化に伴う平均寿命や平均年齢の延伸を背景として、総じて言えば、いずれの所得階級でも世帯主の年齢は上昇基調で推移していると思われる。なお、高齢世帯の多くは第1分位や第2分位などの収入が少ない階級に含まれると考えられることから、こうした収入が少ない階級ほど世帯主の年齢の上昇幅が特に大きくなっている。

図表1については、第5分位で教育費が一貫して上昇傾向にある点は、前述のように図表2の18歳未満人員から説明できそうに思われる。また、図表1では、教育費はどの時点で見ても（視覚的に図表を上から下に見て）収入が多い階級から少ない階級へと降順に並んでいる。この点については、収入が多い家庭ほど教育費として多くの経費を支出することができるという意味で格差が存在する可能性が考えられるが¹³、次のように、年功賃金と子供の年齢の関係からも説明が可能ではないかと思われる。年功賃金とは図表8のように年齢が上昇するにつれて賃金も上昇していく労働慣行のことであるが、他方で子供の教育費についても、総じて言えば、子供の成長（例えば、小学校→中学校→高等学校→大学）につれて多くの経費が必要となるのが通常であろう¹⁴。すなわち、子供がまだ小学校など教育費が少なく済むうちは、親はまだ若く賃金もまだそれほど高くないが、子供が多くの教育費の掛かる大学に進む頃には、親の年齢とともに親の賃金も上昇しており、結果的に第5分位など収入階級の多い階級に入ることになるのではないかと考えられるのである。

最後に図表2については、18歳未満人員は第1～第3分位では減少傾向、第4分位では横ばい、第5分位では増加傾向と、少々複雑な動きとなっている。この背景としては、基本的には、少子高齢化に伴って子供の数が減少しているため、18歳未満人員は減少傾向となるのが自然の成り行きと言えよう。さらに、収入が少ない階級ほど高齢世帯（賃金の低い非正規雇用（嘱託社員等を含む）

¹³ なお、本稿では割愛するが、子供一人一人の教育費の格差について分析しようという場合には、世帯の教育費を18歳未満人員の数で除して一人当たり直すかどうか、教育費を名目値で見ると実質値で見ると（図表1は名目値である）等についても検討する必要がある。

¹⁴ 図表1に示した家計調査における教育費とは、学校で受ける教育及び学校の主要科目の補習に必要な財及びサービスへの支出のことであり、授業料等、教科書・学習参考教材、補習教育の項目からなる。なお、学校制服、通学定期代（鉄道、バス）、文房具、仕送り金などに要する経費については、教育関係費として集計されている。

などで働くことが多く、子供は既に独立している)が占めるウェイトが大きくなることが考えられ、特に第1分位では、2010年前後から18歳未満人員が大きく減少している。なお、前述の内容と少々重複するが、この2010年前後は、図表3では第1分位の65歳以上人員が大きく上昇を始め、図表6では男性、女性とも65歳以上の非正規雇用が更に大きく増加を始めている。

これに対し、収入の多い第4分位、第5分位については、前述のように子供が大学に在学中などにより教育費としては多くなることが想定されるが、その一方で、子供が大学に入学するのは18歳以降であるため、これらの階級の18歳未満人員の数としては少なくなることを考えられる。図表2において基本的に(最近の数年等を除いて)第4分位、第5分位の18歳未満人員が第2分位や第3分位に比べて少なく推移してきたのは、このためであろう¹⁵。しかし、近年になって、収入の少ない第1分位や第2分位に高齢世帯が多くなってきたことにより、子供(18歳未満人員)のいる世帯が相対的に収入の多い階級に向かって(言わば、玉突き状態で)押し出される形となり、そのことが、収入の多い階級で18歳未満人員を増加させる方向に働いたことが考えられる。そうした増加分は、第4分位では、少子高齢化に伴う子供の減少傾向と相殺し合うことで時系列的には横ばいに、また、第5分位では、増加分が減少傾向を上回ることで時系列的には増加傾向となったのではないかと推察される¹⁶。

以上のように、図表1～4について、社会構造の変化、すなわち、①少子高齢化に伴って高齢世帯が増加していること、②そうした高齢世帯が働く場合には賃金の低い非正規雇用(嘱託社員等を含む)として働くことが多くなることの2点から説明を試みてきた。筆者としては、図表1～4に関してはかなりの部分は社会構造の変化によって説明が可能ではないかと考える。なお、これまで何度か触れてきた子供の教育費等における格差の問題については、本稿では検討の対象としていない。こうした格差の問題については、今後、資料の収集等を行い、別稿にて検討することとしたい。

(内線75044)

¹⁵ なお、かつて(例えば、2010年前後まで)の第1分位では、高齢世帯のウェイトはさほど高くはなく、そのため、年齢が若く賃金も低い夫婦が多かったかと思われるが、そうした夫婦では、子供がまだいないか、1人目が生まれたばかりといった状況が想定される。

¹⁶ また、我が国における晩婚化も影響を及ぼしている可能性が考えられる。結婚や出産の年齢が高くなると、子供はまだ小学校や中学校などに在学していても、その親の年齢や賃金はかなり高くなっていることがあり得よう。厚生労働省「人口動態調査」によると、2021年の平均初婚年齢は、夫31.0歳、妻29.5歳(なお、1990年は夫28.4歳、妻25.9歳)である。